

# 学研都市精華地区における経済安全保障上の 技術流出の防止に関する包括的連携協定書

京都府木津警察署（以下「甲」という。）、精華町（以下「乙」という。）及び公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構（以下「丙」という。）は、けいはんな学研都市精華地区における経済安全保障上の技術流出の防止に取り組むため、次のとおり連携協力に関する包括協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することにより、経済安全保障上の技術流出の防止の実効性を確保することを目的とする。

## （連携協力）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について連携協力する。

- (1) 企業及び研究機関等が有する技術流出の防止に関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために甲、乙及び丙が必要と認める事項

## （役割）

第3条 甲、乙及び丙は、次の役割を担う。

- (1) 甲は、企業等に技術流出の実態やそれを防止するための対策のノウハウについて情報提供する「アウトリーチ活動」を推進し、インシデントなど情報保全に関する不審な動向を覚知した場合の警察への通報を依頼する。  
技術流出の防止に関する要望や困りごとなど企業等のニーズを汲み取り対策に反映するとともに、技術流出の実態解明と違法行為の厳正な取り締まりを行う。
- (2) 乙は、甲が行う技術流出の防止に関する広報啓発を支援し、企業等からの要望や困りごとなどのニーズを汲み取った場合は、甲に連絡する。
- (3) 丙は、甲が行う技術流出の防止に関する広報啓発を支援し、企業等からの要望や困りごとなどのニーズを汲み取った場合は、甲に連絡する。

## （期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。

2 前項に定める期間が満了する日の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による何らかの意思表示がないときは、満了の日の翌日から更に1年間この協定を延長するものとし、以後この例によるものとする。

(秘密保持)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た情報を、本協定の目的以外のために使用し、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏らしてはいけない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年11月1日

甲 京都府木津警察署長

---

乙 精華町長

---

丙 公益財団法人  
関西文化学術研究都市推進機構理事長

---